

# 6

令和8年6月  
2026  
No.645

## 広報 いで

子育てするなら 井手町で



### 目次

特産品開発ワークショップの参加者募集	P03
【男女共同参画社会】って何だろう?	P04
がんは、早期発見すれば80～90%が治ります	P06
【いでたん商品券】申込は6月24日まで!	P09
令和8年度の介護保険料をお知らせします	P10
空き家、放置されていませんか?	P13

# あなたらしさが 社会のチカラ



# 製茶シーズン真っ盛り 生産者を激励



製茶シーズンの最盛期を迎えた5月21日（木）、西島寛道町長が、抹茶の原料となるてん茶の生産に追われる多賀第2製茶組合（辻井秀年組合長）の製茶工場を訪ね、生産者の皆さんを激励しました。

多賀第2製茶組合の製茶工場では今シーズン、5月初旬から稼働をはじめ、6月初旬にかけてフル稼働することとです。

辻井組合長らによると、今年の茶葉の出来は「昨年夏の猛暑の影響で量は少ないが、質はなかなかのものができたのでは」と話しておられました。

## 新入団員に任命書 井手町消防団入団式

井手町消防団の入団式が4月15日（水）、山吹ふれあいセンターで行われ、新たに6名が入団しました。

入団式では、脇田団長から新入団員に任命書が手渡されたあと、新入団員を代表して井落亮伸さんが「忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例および規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け何人をも恐れ

ず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います」と宣誓しました。

脇田団長も「自分たちのまちは自分たちで守るという活動の意義を持って団員活動に取り組んでいただきたい」と新入団員たちに訓示しました。



脇田団長から任命書を受ける新入団員

## 寄附をいただきました

谷口良信様から多賀小学校へ「読売KODOMO新聞」の寄附をいただきました。

この善意の寄附を、多賀小学校で有効に活用させていただきます。

## ボタン型電池の出し方が一部変更になります

5月1日からボタン型電池の出し方が一部変わりました。

これまで、ボタン型電池はすべて「町では収集できないもの」として、購入店や家電量販店等の回収ボックスに持ち込んでいただくよう案内しておりましたが、ボタン型電池は乾電池同様の扱いに変更になります。

ボタン型電池は「カン」の日に、「カン」とは別の透明または白色半透明で中身が見える袋（乾電池と同じ袋でも可）に入れて収集場所に出してください。（※電池は、必ず使い切ってから捨てるようにしてください。）

※問い合わせは、産業環境課（Tel 82-6168）まで



# 特産品開発ワークショップ 参加者募集

本町の新たな特産品を開発することを目的とし、地域経済のさらなる活性化を商工会とも連携して目指す事業です！

そのために特産品開発ワークショップを実施し、開発アドバイスや包装デザイン、陳列方法などの指導を行い、商品化や試食会、販売支援を行います！

将来的には「テオテラスいで」での販売や、ふるさと納税記念品の拡充等を目指します。

応募資格： 井手町の特産品開発に意欲がある個人又は団体 計 10 組

受講料： 無料

募集締切： 6月30日午後5時締切

問合せ先： 株式会社まちづくり井手

(Tel 82-5600 mail info@teoterasuide.jp)

※応募方法や応募資格等の詳細は町 HP にて掲載しています。

担当課： 企画財政課 (Tel 82-6162)



## 地域交流拠点

# テオテラスいで

TEOTERASU IDE

### テオテラスいで 6月イベントカレンダー

6月13日(土) 午後5時～9時	テオ de ビアバ
6月19日(金) 午後2時～	できたてプリン販売
6月20日(土) 午後3時～4時	♪娯楽談話室♪ライブ
6月24日(水) 午後2時半～3時	テオ de コンサート
7月 8日(水) 午後3時～4時	わおんと！歌を楽しむ会

#### ◆できたてプリン限定販売

テオテラスいで名物「黄金プリン」の出来立てアツアツを味わってみませんか？

この日この時間にしか味わえないトロトロ食感を是非お召し上がりください。

●6月19日(金) 午後2時より整理券配布、午後2時半より販売

●価格 400円(税込) ※通常販売価格と同じ

#### ◆テオ de コンサート

毎月第4水曜日

●出演 マミのおもちゃ箱♪ (オーボエ 川並和幸、クラリネット 田中マミ)

●演目 黄昏のビギン、愛の花、他

※曲目は予告なく変更する場合があります

●入場料 無料 (1ドリンクの注文をお願いします)

#### ◆わおんと！歌を楽しむ会

毎月第2水曜日 午後3時～4時

●童謡・唱歌・昭和歌謡を楽しみませんか？

●参加費 500円 + 1ドリンクの注文をお願いします



テオテラスいで  
TEL : 82-5600  
HP : <https://teoterasuide.jp/>



# 「男女共同参画社会」って何だろっつ？

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られてはいませんか？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

簡単に言うと、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことです。

また、これら基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として、6月23日

（火）から6月29日（月）までの1週間、令和8年度「男女共同参画週間」が実施されます。

今回のキャッチフレーズは、子ども家庭庁の「子ども若者★いけんぷらす」を活用し、中学生から20代の皆さんと一緒に考え、「あなたらしさが、社会のチカラ」に決定されました。

男女共同参画事業として、「男性相談員による男性相談窓口」、「女性相談員による女性相談窓口」をはじめ、多くの事業が展開されています。

詳しくは、京都府男女共同参画センター（Tel 075・692・3433・メール [info@kyoto-womens.jp](mailto:info@kyoto-womens.jp)）までお問い合わせください。

# 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

## 基本理念

### 男女共同参画社会を実現するための5本の柱

#### ○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### ○社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

#### ○政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

#### ○家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

#### ○国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

### 国・地方公共団体及び国民の役割

#### 国の責務

○基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定  
○積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

#### 地方公共団体の責務

○基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む  
○地域の特性を活かした施策の展開

#### 国民の責務

○男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている



## 男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活動できる社会

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女が共に子育てや教育に参加

### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

### ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

社会教育課 (Tel 82 - 6300・メール syakai-k@town.ide.lg.jp)

# こんにちは

# 保健師

# です



皆さんこんにちは。井手町では、保健師が中心となり、母  
子から高齢者まで幅広い世代を対象に健康支援を行っていま  
す。今回から私たち保健師が、皆さんへ健康に関する話題を  
提供しますので、ぜひ日々の健康管理に役立ててください。

## がんは、早期発見すれば 80〜90%が治ります

日本人の男性の62・1%、女性  
の48・9%が、がんになると言わ  
れています。

### 今年もがん検診受けてください

「がん検診なんて受ける必要が  
ない」と思っている方の理由は、  
「どこも悪いところがないから」  
「健康には自信があるから」「何か  
あったら病院に行けばいいから」  
という方が多いです。

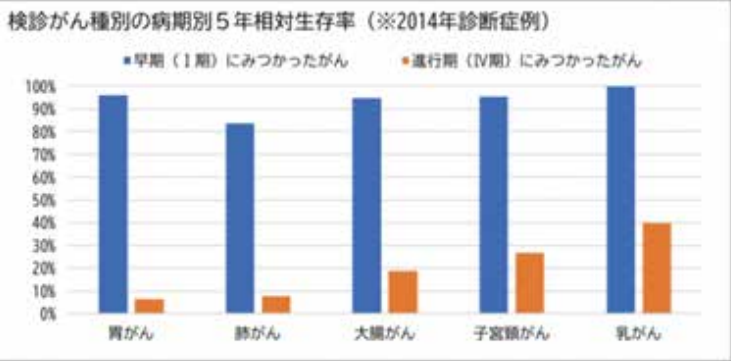
**がん検診は健康な人が受けるもの  
です**

がんは、早期発見・早期治療に  
よる5年後の生存率が90%以上で  
あることがわかってはいますが、早  
期のうちは、ほとんど自覚症状が  
ありません。

がん検診は、症状がない早期の  
うちにがんを発見し、治療につな  
げることを目的としています。自  
覚症状のない人こそがん検診を受  
けてください。

### がん検診の利益

胃がん 大腸がん 乳がん 子宮頸がん は90%以上  
肺がん は80%以上が治ります。



### がん検診の不利益

偽陰性	がん検診でがんが100%見つかるわけではないこと。
偽陽性	結果的に不必要な治療や検査を招く可能性があること。
過剰診断	生命予後に影響しない、微小で進行の遅いがんを見つけてしまうこと。 （その結果、本来不要な治療により、身体的・心理的・経済的な負担がかかります。）
検査・精密検査の偶発症	検査に伴う偶発症が起こりうること 例）胃内視鏡検査による出血や穿孔、胃エックス線検査における膈膈や腸閉塞、マンモグラフィ・胸部エックス線・胃エックス線検査に伴う放射線被曝等

がん検診には利益だけでなく、不利益があることも十分理解して、受診しましょう。

### がん検診には「利益（メリット）」

がんを早期に発見するためには、  
定期的ながん検診が大切です  
毎年健康診断を受けておられる  
方は多いと思いますが、健康診断  
を受診しただけではがんを発見す  
ることはできません。がんの早期  
発見のためには、がん検診を受け  
てください。  
※症状のある方は次の健診まで待  
たず、すぐに医療機関を受診して  
ください。

### 検診結果が「要精密検査」であつた場合は、必ず精密検査を受けてください。

と「不利益（デメリット）」があ  
ります。がん検診のメリットとデ  
メリットは左表をご覧ください。  
がんであるかどうかは精密検査を  
受けないとわかりません  
がん検診で、がんの疑いがある  
かがんの疑いがないかがわかりま  
す。がんであるかないかは精密検  
査で初めてわかります。

**今年もがん検診を実施します  
全ての検診が無料です**

井手町では、下図のがん検診を無料で実施しています。

特に男性の肺がんと女性の大腸がんで亡くなる方が多くなっています。

今年度から、肺がん検診は予約なしでも当日受付します。また、多賀の会場はイデフルで実施します。

すべてのがん検診を無料で受けられるのは井手町だけです。忘れずにがん検診を受診してください。

**がん検診の受診方法**

保健センターに申し込んでください。

・自治会から配布の「各種健（検）診のお知らせ」をご覧ください、申し込みはがきで申し込んでください。（肺がん検診は申込なしでも受診可能です。大腸がん検診は、町内医療機関で受診の場合、直接医療機関に申し込んでください。）  
・69歳までの対象の方には6月下旬に個別にがん検診の案内を送付します。同封の申込はがきで申し込んでください。

\*問い合わせは、井手町保健センター（TEL 82・3385）まで。  
次は、7月号でお会いしましょう。

**井手町がん検診一覧（無料）**

検診名	対象者	検査内容	場所	実施日・実施期間	申込方法	申込締切	
胃がん 50歳以上の方は①または②	① 40歳以上の方 ※1年に1回の受診 (前年度胃内視鏡検査を受けた方は対象外) ② 50歳以上の方 ※2年に1回の受診	胃バリウム検査	イデフル (フレッシュバザール井手店)	11/19 (木)	検診申込はがき	8/31 (月)	
			井手町役場	11/20 (金)			
肺がん	40歳以上の方 (65歳以上の方は結核検診含む)	胸部レントゲン検査	イデフル (フレッシュバザール井手店)	11/19 (木)		12/18 (金)	8/31 (月) ※当日受付も行います。
			井手町役場	11/20 (金)			
大腸がん	40歳以上の方	問診・便潜血反応検査	たまみず香川医院 水野クリニック 町外医療機関	7/1(水)～ 10/31(土)	町内医療機関直接申込	実施期間内 ※町外医療機関をご希望の場合は10/15(木)までに保健センターまで電話でお申し込みください。	
乳がん	40歳以上の女性 ※2年に1回の受診	問診・マンモグラフィ検査	井手町役場	10/20 (火) 午後	検診申込はがき	7/31 (金)	
			指定医療機関	7/1(水)～ 令和9年2/27(土)			
子宮頸がん	20歳以上の女性 ※2年に1回の受診	視診・内診・子宮頸部細胞診	指定医療機関	7/1(水)～ 令和9年2/27(土)		12/18 (金)	
前立腺がん	55歳以上の男性	血液検査	たまみず香川医院 水野クリニック	7/1(水)～ 10/31(土)	町内医療機関直接申込	実施期間内	
肝炎ウイルス	40歳以上の方 ※過去に肝炎ウイルス検診を受けていない方	血液検査 (HBs抗原、HCV抗体)	たまみず香川医院 水野クリニック 町外医療機関	7/1(水)～ 10/31(土)	検診申込はがき	9/30 (水)	

**ハンセン病元患者のご家族へ**

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

○この保証金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求期間は、**令和11年(2029年)11月21日まで**

厚生労働省  
補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)



ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

対象者	(ア) 配偶者 (事実婚も含む)	補償金額 180万円
	(イ) 親、子	
	(ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	
	(エ) 兄弟姉妹	補償金額 130万円
	(オ) 祖父母・孫	
(カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等		
(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい		

※同居など一定の要件が必要な場合があります。

# 井手町社会福祉協議会からのお知らせ

井手町社会福祉協議会についてもっと詳しく知りたい方は  
ホームページもぜひご覧ください。 <https://ideshakyō.jp/>



IDECA 運行時間 平日午前9時～午後4時  
町内の移動にご利用ください！  
ご予約は **TEL 82-3901** まで  
③ 予約は利用前日午後4時締切  
(土曜・日曜・祝日除く)



## 社協会員 ご協力をお願い

井手町社協では、住民の皆様が住みやすく、より安心できる地域づくりを目指して様々な地域活動に皆様の会費を活用させていただいています。

### 【社協会員とは】

社協活動をご理解いただき、年に一度会費を納めることで財政的に社協を応援して下さる皆様のことです。

### 【社協会員（会費）の区分】

普通会員 年 1,000円  
特別会員 年 2,000円～  
賛助会員 年 10,000円～

### 【社協会費 活用先】

福祉移動サービス、子育てサロン、高齢者サロン  
活動助成（地区、老人クラブ、子供会等）  
啓発活動、夏期見舞金

\* 会員募集については、後日自治会を通じて全世帯の皆様にお願ひします。ご協力お願ひします。

## 家族介護者交流会 ご案内

【日時】7月31日（金）午前11時～午後2時  
【対象】日常的に介護が必要な概ね65歳以上の方を在宅で介護されている方  
【内容】昼食会 ※最小催行人数3名  
【参加費】1,500円（お釣りのないようにご用意ください）  
【申込先】井手町社会福祉協議会（TEL 82-3901）  
【締切】7月10日（金）午後4時

## わかば会総会 ご案内

【日時】7月25日（土）午前11時15分～午後1時（現地集合・解散）  
【場所】都ホテル 京都八条  
バイキングレストラン「ル・プレジール」  
【対象】ひとり親家庭の親子  
【会費】1000円/人・小学生以下無料  
【申込】右記QRコードよりお申込み  
【締切】7月9日（木）



申込	行事	日時		場所	参加費
◎	生き生き体操教室（概ね70歳以上） ■講師＝今西啓員先生	6月24日（水）	午後1時半～3時	玉泉苑	無料
		7月1日（水）		賀泉苑	
送迎◎	山吹体操クラブ・健康相談（65歳以上） ■講師＝山根光子先生	7月2日（木）	午後1時45分～3時15分	玉泉苑	無料
		7月9日（木）		賀泉苑	
◎	ほのぼのサロン	7月14日（火）	午後2時～3時	玉泉苑	200円
	Happyカラオケサロン（65歳以上）	6月23日（火）	午後1時半～3時半	玉泉苑	200円
		7月7日（火）			
	心配ごと相談・人権相談 ▼7月6日は行政相談も行います	6月15日（月）	午後1時～3時	賀泉苑	無料
		7月6日（月）		玉泉苑	
◎	弁護士による無料法律相談	6月22日（月）	午後2時～4時	玉泉苑	無料

◎は申込・事前予約が必要なもの / ( )内は対象者 / 詳細はホームページまたは下記までお問合せください

【申し込み・問い合わせ先】 井手町社会福祉協議会 TEL 82-3901 FAX 82-3642

# 井手町商工会プレミアム付商品券「いでたん商品券」



30%のプレミアム

申込期限は6月24日(水)まで!

井手町商工会では、物価高騰の影響を受ける町民の皆さんや町内商工業者の支援を図るため、井手町より補助金の交付を受け、第2弾として総額1億3千万円のプレミアム付商品券を販売します。1冊あたり、購入価格1万円で、1万3千円分のお買い物ができる商品券です!お一人様、13冊(購入額13万円)まで申込み可能です。(応募多数の場合は、減数の抽選をしますので、希望冊数を購入できない場合があります。)

**必ず、往復ハガキでお申込ください。**

詳細は井手町商工会ホームページに掲載するとともに、チラシ等でお知らせいたしております。

## 【発行内容】

- ・1冊(500円券が26枚綴り)13,000円分を10,000円にて販売します。
- ・**お一人様13冊(購入額13万円)**まで申込可能です。
- ・1冊に①大型チェーン店で利用できない券8,000円分(16枚)と、②すべての加盟店で利用できる券5,000円分(10枚)をセットにして販売します。

## 【販売対象】

お一人様につき往復はがき1通のご応募に限りです。(年齢制限なし)(**井手町内在住者に限る**)

## 【利用期間】

8月1日(土)~令和9年1月20日(水)

## 【引換販売期間・引換販売所】

- ・8月1日(土)~2日(日) テオテラスいで
  - ・8月1日(土)のみ 多賀西部公民館
  - ・8月3日(月)のみ 井手町商工会
- ※いずれも午前9時~午後4時

- ・購入引換券(返信ハガキ)に記載の引換販売所で販売します。引換券があれば代理引換も可能です。
- ・期限内に引換に来られなかった場合は無効となります。
- ・多賀西部公民館には駐車場はありません。

## 【申込締切】

6月24日(水)到着または24日消印有効

## 【販売方法】

- ・下記のとおり必要事項をご記入のうえ、必ず往復ハガキで郵送してください。(商工会へ持参も可)
- ・応募多数の場合は、減数の抽選をし、結果を購入引換券(返信ハガキ)にて通知します。個別の抽選確認には応じられません。
- ・記入漏れがあった場合は、無効となります。

## 【取扱店舗】

- ・取扱店は、のぼり・ステッカーが目印です。
- ・店舗により一部お取り扱いできない商品もあります。

(取扱店随時募集中)

登録費・商品券の換金手数料は無料です。  
ぜひ取扱店舗にご参加ください。

<往信の表面>

<返信の裏面>

85円 〒610-0302 往信  井手町井手橋ノ本14-3 井手町商工会 宛	この面には、 何も記入しないで下さい
---	-----------------------

<返信の表面>

<往信の裏面>

85円 〒000-0000 返信 (お申込者の住所・氏名) 井手町 〇〇 番地  〇〇 〇〇 様  [様]まで御記入ください	<b>令和8年第2弾いでたん商品券 予約申込書</b>  (1)郵便番号、住所 (2)氏名(カナ) (3)氏名(漢字) (4)年齢 (5)電話番号 (6)購入希望数(13冊まで) (7)引換場所
---	---

お問い合わせは、井手町商工会 (Tel 82-4073)

# 令和8年度の介護保険料をお知らせします

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を負担し、介護が必要となったときには、費用の一部負担でサービスを利用することができるしくみです。

介護保険法の規定により、65歳以上の方については介護保険の第1号被保険者となります。65歳以上の方の介護保険料は、要介護認定者数や介護サービスがどのくらい提供されるのか、などのサービス量の見込みをもとに3年ごとに市町村で見直しを行うことになっています。

## ◎介護保険料の納め方は2通りあります

介護保険料の納付方法は、年金から天引きされる『特別徴収』と、町が発行する納付書や口座振替により金融機関等でお支払いいただく『普通徴収』があります。

※第2号被保険者（40歳～64歳）の方については、加入している医療保険の算定方式に基づき、医療分と介護分を決定し、あわせて医療保険料（税）として納付いただきます。

※特別徴収は、その年度分の介護保険料をその年度の年金から天引きするため、先払いのかたちで納付いただくこととなります。（例 4月支給分の年金は、

2、3月分ですが、介護保険料は4、5月分として納付いただきます。）

## ◎所得に応じて16段階の保険料になっています

被保険者の方が納める介護保険料は、毎年4月1日現在の介護保険被保険者の属する世帯の世帯構成に基づき、住民税の課税状況や所得の状況などにより、第1～16段階までのいずれかに決まります。国の制度により、第1～3段階の対象者に対する保険料軽減措置が図られています。

### 特別徴収とは

- 老齢・退職（基礎）年金等が年額18万円以上の方
- ※上記に該当する方でも普通徴収となる場合があります。

### 普通徴収とは

- 老齢・退職（基礎）年金等が年額18万円未満の方
- 老齢福祉年金のみ受給している方
- 年度の途中で65歳になられた方
- 年度の途中で保険料が変更になった方
- 年度の途中で他の市町村から転入された方
- 4月1日時点で老齢基礎年金等を受けていなかった方
- 年金等が一時差し止めになった方

住民税区分	段階	対象者	調整率	年額保険料
住民税 世帯非課税	1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	0.285	21,194円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が82.65万円以下の方		
	2	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方	0.485	36,067円
	3	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	0.698	51,907円
住民税 本人非課税	4	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が82.65万円以下の方	0.95	70,646円
	5	本人が住民税非課税の方【基準額】	1	74,364円
住民税 本人課税	6	合計所得金額が125万円以下の方	1.35	100,392円
	7	合計所得金額が210万円未満の方	1.37	101,879円
	8	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.62	120,470円
	9	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.72	127,907円
	10	合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.87	139,061円
	11	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.30	171,038円
	12	合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.35	174,756円
	13	合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.40	178,474円
	14	合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.45	182,192円
	15	合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	2.50	185,910円
	16	合計所得金額が1,020万円以上の方	2.55	189,629円

基準額は、年額74,364円（月額6,197円）です。

災害その他の事情のため、保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減額、徴収猶予が受けられる場合があります。

お問い合わせは、福祉課（Tel 82-6165）まで

# 令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度の税制改正により、給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられました。それに伴い国の政令改正が行われ、令和8年度介護保険料の算定に限り控除額引き上げをなかったものとする特例措置が行われます。

## 対象となる方

65歳以上の介護保険被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日時点で井手町に住民登録がある
- ・令和7年中（令和7年1月～12月）の給与収入が55万1,000円以上190万未満である

※上記に当てはまらない方は、影響をうけません。

## 特例措置の内容

### ①給与所得控除額の調整

税制改正前の給与所得控除額（55万円）で算定した給与所得により、合計所得金額を計算します。

### ②住民税課税・非課税の判定

税制改正前の給与所得控除額（55万円）で算定した合計所得金額により、課税・非課税を判定します。

これにより、住民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合があります。

例) 単身世帯、令和7年中の給与収入が103万で、ほかの収入がない場合

	給与収入	給与所得控除	合計所得金額	課税区分
住民税	103万円	65万円	38万円	非課税
介護保険料	103万円	55万円	48万円	課税（第6段階）

※給与収入のみの場合、井手町では103万円までが住民税非課税となりますが、介護保険料においては、従来どおり93万円までを非課税ラインとして扱います。

## 特例減免について

令和7年度・令和8年度のどちらも住民税非課税の方については、上記特例措置の②を行わずに算定した保険料となるよう、特例減免を適用します。

※住民税の情報をもとに自動適用するため、申請は不要です。

## よくあるご質問

**Q1 なぜ特例措置（税制改正前の給与所得控除額55万円で介護保険料を算定）を行うのですか。**

**A** 介護保険料の金額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて設定されています。しかし、今回の税制改正による給与所得の控除額の引き上げは、現在の事業計画策定時（令和5年度）には想定できなかったものでした。この影響により、介護保険事業の運営に支障が生じることを避けるため、国が介護保険法施行令を改正し、特例措置を実施することとなりました。

**Q2 この特例措置はいつまで続きますか。**

**A** 令和8年度分の介護保険料に限ります。令和9年度以降は、税制改正後の基準により保険料を算定します。

**Q3 特例措置が適用されるのは介護保険料だけですか。**

**A** 介護保険料のみが対象となります。介護保険サービスの負担割合や、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等への影響はありません。

お問い合わせは、福祉課（Tel 82-6165）まで

## 国民年金 Q&A

**Q** 産休を取得し、収入が減ったため、国民年金保険料の納付が困難になった場合はどうすればよいですか？

**A** 平成31年4月から国民年金の被保険者が出産を行った際、その出産前後の一定期間の保険料が免除される制度がはじまりました。免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間です。

対象者は、出産日が平成31年2月1日以降の「国民年金第1号被保険者」の方です。

届出時期は、出産予定日の6か月前から届出可能です。

届出の際、添付書類として出産前に届出をする場合には、母子健康手帳など出産予定日を明らかにすることができ、書類、出産後に届出をする場合には、出産日は市町村で確認できるため原則不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要となります。

詳しくは、保健医療課（Tel 82-6166）又は最寄りの年金事務所までお問い合わせください。



# 令和8年度 国民健康保険税 納税通知書の送付について

保健医療課 (Tel 8 2 - 6 1 6 6)

令和8年度の保険税の納税通知書を6月中旬、世帯主（納税義務者）あてに郵送します。

国保は世帯単位での加入が義務づけられており世帯主の方が国保に加入していない場合（擬制世帯主）でも、保険税の納税義務が発生します。保険税は1年分（12ヵ月分）を6月から翌年3月までの10回に分けて支払う仕組みになっています。

また年金天引き（特別徴収）により保険税を納付していただく世帯については、4月・6月・8月の納付額は令和7年度の税額で仮徴収を行い、10月・12月・翌年2月の納付額で令和8年度の税額に合わせて調整します。



## ■国民健康保険税の算定について

○課税標準および税率（1年間の保険税＝所得割＋資産割＋均等割＋平等割）

区分	課税標準	税率等			
		基礎分 税率	後期高齢者支援金分 税率	介護分 税率 ※1	子ども・子育て支援金分 税率 ※2 令和8年度～新設
所得割	(総所得金額＋山林所得金額＋長期譲渡所得金額＋短期譲渡所得金額)－43万円	6.2%	2.1%	1.3%	0.3%
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額	39.0%	6.0%	4.7%	1.4%
均等割 ※18歳以上均等割	被保険者1人につき ※子ども・子育て支援金分については、18歳以上被保険者1人につき18歳以上均等割を加算	26,600円	7,800円	8,800円	1,000円 100円※3
平等割	1世帯につき	29,400円	7,200円	5,900円	1,100円
保険税課税限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

※1 課税標準×税率＝保険税額

※2 40歳から64歳までの方は基礎分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分と合わせて介護分も課税されます。

※3 子ども・子育て支援納付金の均等割額は、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）については全額軽減されます。その軽減に要する費用を、18歳以上被保険者均等割として、18歳以上の被保険者に賦課することになります。

## ○減額措置（次の基準に該当する場合は、均等割と平等割が軽減されます。）

世帯の総所得金額等の合計額

7割軽減 【基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円】を超えない世帯

5割軽減 【基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋31万円×被保険者数】を超えない世帯

2割軽減 【基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋57万円×被保険者数】を超えない世帯

## ◆令和8年度から次の点が変わります

○子ども・子育て支援納付金分の追加・・・子どもや子育て世帯を全世代で支えるために創設された子ども・子育て支援金制度の運営に用いられるもの

○課税限度額の変更

基礎分 66万円→67万円

○減額措置の変更

5割軽減：被保険者数に乗じる金額 30万5千円→31万円

2割軽減：被保険者数に乗じる金額 56万円→57万円

## ■収入がない方も申告を

国保税、高額療養費等の自己負担額は前年の所得に基づき算定されます。障害・遺族年金の受給者や扶養されていた方も住民税の申告を行ってください。収入がない場合でも申告が必要で、申告がない場合は保険税の減額措置の対象外となりますのでご注意ください。

# 空き家、放置されていませんか？

今は良くても放置し続けると

## ①環境への悪影響

ゴミの不法投棄や樹木の繁茂により、害虫や悪臭の発生源になることも

## ②防犯上のリスク

不法侵入、残置物の盗難、放火につながる可能性も

## ③地域コミュニティへの悪影響

景観の悪化、治安の低下、まちの活気が失われることも

## ④防災上のリスク

災害時に倒壊や火災で、避難経路を塞いだり、災害対応の妨げになることも

## こうなる前に

家の将来を考えることが大事！

空き家になってからでは大変です。いざというときに困らないように元気なうちに家族や親族で家のことについて話し合みましょう。

## 「空き家・空き地バンク」をご存知ですか？

利用可能な空き家・空き地の情報提供にご協力を！！

空き家等をそのままにしておくと、防犯、防災、景観の面でも好ましくありません。町内に空き家等を所有している方で、売却や賃貸をご検討していただけの物件がある場合は、ぜひ「空き家・空き地バンク」に登録してください。

## 今年度から新たな空き家対策の補助を行います

移住定住を促進するため、また、周辺の地域にお住まいの方の生命・財産に危険を及ぼす特定空き家等の発生を予防するため、①空き家等の取引に係る仲介手数料、②新築住宅が建築される空き家等の解体する工事に対する補助を行い、空き家等の流動化の促進を図ります。

## ①空き家等の取引に係る仲介手数料補助

### ○補助対象者

空き家等の売買または賃貸借契約を締結し、仲介業者に手数料等を支払った方（法人及び団体を除く。）（売主・買主のどちらも対象となります。）

### ○補助金額

仲介手数料等の全額を補助（売買契約の場合：上限15万円 賃貸借契約の場合：上限5万円）

### ○主な要件

- ・対象となる空き家は、現在使用されていない住宅であり、個人所有であること
- ・令和8年4月1日以降の契約であること
- ・町税の滞納がないこと
- ・親族間（3親等以内）での契約でないこと
- ・（買主の場合）5年以上居住する意思があること  
など

### ○申請の期間

仲介手数料等を支払った日の属する年度末（3月31日）まで

### ②空き家等の流動化促進補助金

#### ○補助対象者【すべての要件を満たす方】

- ・空き家等の所有者等の方（法人及び団体を除く。）
- ・空き家等の除却後、当該土地を売却または貸付を行う方（当該土地に新築住宅が建設される場合に限る。）または、新築住宅の建設を目的で空き家等除却を行う方

#### ○補助金額

空き家等を除却するための解体工事費（上限50万円）

#### ○主な要件

- ・対象となる空き家は、1年以上居住や使用がされていない住宅であり、個人所有であること
- ・令和8年4月1日以降に解体工事を施工するものであること
- ・町税の滞納がないこと
- ・10年以内に耐震改修等に関する補助金を受けていないこと
- ・空き家等が複数の方の共有である場合、除却することについて共有者全員が同意していること
- ・解体後、売却・貸付・住宅建築を目的とすることとし、売却・貸付の場合は、当該土地に新築住宅が建築されることの証明を行うこと

#### ○注意事項

- ・解体工事前に登録申請書の提出が必要です
- ・売却・貸付に係る補助金交付申請ができる期間は、空き家等を除却した日から起算して2年以内です
- ・解体工事後の土地の写真、土地を売却・貸付した場合はその事実を確認できる書類（契約書等）、また、建築確認済証等の提出が必要です

空き家等をどうするか検討されている方は、ぜひご活用ください。

詳しくは町ホームページをご確認願います。  
お問い合わせは、企画財政課（Tel. 82-6162）まで



町ホームページのQR

# 令和9年 二十歳のつどいの実行委員等の募集について

①二十歳のつどいで企画運営をしていただく実行委員を募集しています。

## 式典予定日

令和9年1月10日(日) 午後1時 開式

## 内容

- ・企画会議への参加(2~3回程度開催予定)
- ・式典開催の準備及び式典での役割
- ・第2部(恩師や同級生との交流)の企画など

②「誓いの言葉を発表する代表者」「記念品受け取り」を行っていただける方を募集します。

- \*誓いの言葉を発表する代表者 1名  
(今後の目標や感謝の想いをなど誓いの言葉を述べていただきます。)
- \*記念品を受け取る代表者 1名  
(式典中の記念品贈呈の際に、代表者として記念品を受け取っていただきます。)

## 対象者

平成18年(2006年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日までに出生された方

問い合わせは、社会教育課

(Tel.0774-82-6300)



## 税住民課からのお知らせ

### ■町府民税・森林環境税 納税通知書について

令和8年度町府民税・森林環境税の納税通知書を6月10日(水)頃に発送予定です(緑色の封筒)。

※注1

課税される見込みであって、6月19日(金)頃までに納税通知書が届かない場合は、税住民課(Tel.82-6163)まで連絡してください。※注2

※送付した納税通知書が、役場に返戻されない限り送付先に送達されたものと見なされます(地方税法第20条第4項)。そのため、役場に返戻されず、かつ、連絡のない場合で納期限までに納付がないと督促の対象となりますので注意してください。転居や転出をされた場合は住所変更の届け出を行い、海外滞在中に税の納期限が到来する方は納税管理人の申告が必要です。

※注1 発送対象者は、納付方法が納付書や口座振替により納付となる方、または年金から引き取り(特別徴収)となる方です。  
なお、給与から引き取り(特別徴収)となる方は別途、特別徴収義務者(事業所)から通知されます。

※注2 町府民税・森林環境税がかからない方(非課税の方)には、納税通知書を発送しません。

### ■公的年金からの特別徴収について

公的年金を受給されている満65歳以上(4月1日現在)の方で、公的年金にかかる町府民税・森林環境税が課税となる場合は、受給されている公的

年金から特別徴収(引き取り)により納付していただくことになります。

徴収については年6回払い(偶数月)となります。徴収額については令和8年4月、6月、8月は令和7年度の年金所得にかかる年税額を基に算定した金額を徴収します。10月、12月、翌年2月の徴収額については、令和8年度の年金所得にかかる年税額(※6月に決定)から、4月、6月、8月にすでに徴収された金額を差し引いた残額を3分の1にした金額でそれぞれ徴収します。

なお、日本年金機構から通知される徴収額と税額が異なる場合は、町の納税通知書の額が最終的な決定額となります。

※お問い合わせは、税住民課(Tel.82-6163)まで



# 令和8年度（2026年度）井手玉川大学受講者募集

- 主催者：** 井手町教育委員会 事務局：社会教育課
- 目的：** 参加者が、生涯を通じて生きがいを求めて積極的に学習し、進んで社会活動に参加する意欲と実践力を高めるとともに、仲間同士のふれあいを深める。
- 対象者：** 井手町在住60歳以上の方
- 定員：** 100名
- 会場：** 山吹ふれあいセンター会議室
- 募集方法：** 受講を希望される方は、電話かFAXでお願いします  
受付期間 6月30日（火）まで  
受付内容 ①氏名 ②連絡先電話番号 ③住所  
 ※令和7年度（2025年度）受講された方も、今年度改めてお申込ください。
- 送迎：** 井手方面・多賀方面に町バス運行（行き・帰り）
- 講座：** 7月・9月・10月・11月・12月・1月・2月 年間7回  
 火曜日 午後1時30分～午後3時 <予定>  
 ※都合により変更になる場合がありますのでご了承ください。
- 皆勤賞・修了証書：**

第7回講座（閉講式）を除いた6講座すべてに出席の方には、「皆勤賞」として井手町商工会発行の商品券（500円×2）贈呈と修了証書授与  
 第7回講座（閉講式）を除いた6講座のうち5回出席の方には、井手町商工会発行の商品券（500円）贈呈と修了証書授与  
 ※第4回講座は、「体力チェック」ではなく、「健康体操など気軽に体を動かして楽しむスポーツ」に変更し、「輪投げ練習会」と併せて実施する予定です。  
 実施日は「火曜日 午後1時30分～3時」、会場は「山吹ふれあいセンター」（他の回と同じ）とし、皆勤賞・修了証書の対象講座となります。

**連絡・問い合わせ先：社会教育課（Tel 82-6300 FAX 82-5332）**

**その他：** 第4回・第6回講座を除いた各講座において、京都市聴覚言語障害センター通訳者が、要約筆記を担当します。  
 「募集要項」及び「年間講座計画（予定）」については、井手町ホームページにも掲載しています。



## 令和8年度 井手玉川大学 講座計画（予定）

	日時	講座内容	講師
1	7月28日（火） 午後1時半～3時	閉講式 演題「トリオ PIALIN の音楽っていいね！」 ～ Piano と Violin のコンサート～	PIALIN 白井 由美さん ヴァイオリン 大房 憲子さん ヴァイオリン 兒玉 よう子さん ピアノ
2	9月8日（火） 午後1時半～3時	演題「ふるさとの歴史」 【井手ふるさと検定】 （兼）文化講演会	井手町の文化と歴史を知る会 宮本 敏雪さん
3	10月13日（火） 午後1時半～3時	演題「心地いい家族のカタチ」 ～きっと毎日が楽しくなる～ （兼）男女共同参画講演会	家事ジャーナリスト 山田 涼さん
4	11月17日（火） 午後1時半～3時	「楽しく足腰ほぐし、健康寿命をのばそう!!」 <脳・こころ・体まるごと元気!!> 「輪投げ練習会など」	健康運動指導士 松本 行紀さん、藤本 薫さん、スポーツ推進委員
5	12月8日（火） 午後1時半～3時	演題「夢をあきらめない」 （兼）井手町人権のつどい	シンクロナイズドスイミング北京オリンピック代表 石黒 由美子さん
6	1月19日（火） 午後1時半～3時	演題「新春落語 井手玉川寄席」 ～落語で学ぶ上方文化～	笑福亭 伯枝 さん
7	2月16日（火） 午後1時半～3時	閉講式 演題「見やすく・安全に暮らす色の工夫」 ～ユニバーサルカラーで叶える心地よい住まい～	認定 NPO 法人 色彩生涯教育協会認定講師 カラトリエ代表 辻井 裕美さん

※諸事情により講座の日時・場所・内容・講師 等について変更になる場合がありますのでご了承ください。  
 ※講座の詳細については、その都度「広報いで」「井手町ホームページ」にてご案内いたします。



# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

親子で一緒に遊んだり、育児の情報交換や相談ができる場所です。自由に気軽に遊びに来てください♪

【場所】 井手町井手玉ノ井 48-2 【TEL】 82-2232

【対象】 井手町在住・在勤の、就学前の子どもと保護者

【開設日】 月曜日～金曜日（祝日等を除く）

【受付時間】 午前8時半～午後5時（イベントの予約やその他のお問い合わせ等）

【利用時間】 ①午前9時半～正午 ②午後2時～4時

※各時間の利用人数は15人までです。

※「おもちゃ図書館」・「ベビーマッサージ」以外のイベントがある日の午前中はセンターへの来所や電話相談のご利用はできません。

【その他】 子育て支援センターの毎月の予定については「子育て支援センターだより」をご覧ください。井手町のホームページ又はこちらの二次元コードからご覧いただけます。



	日時	内容	場所・備考
<b>6月</b>			
17日(水)	午前10時～11時半	いづみ保育園園庭開放	いづみ保育園
18日(木)	午前10時～正午	おもちゃ図書館	
25日(木)	午前10時～11時半	ベビーマッサージ	※申込制
30日(火)	午前10時～11時半	玉川保育園園庭開放	玉川保育園

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います。

### おもちゃ図書館

【内容】 おもちゃ・図書の貸出

【対象】 井手町在住・在勤の方

【利用料】 無料

【貸出数】 1家庭につき2つ

【貸出期間】 貸出日より2週間

### 一時預かり

#### 「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っています。

【利用時間】

平日：午前8時半～午後4時半

土曜日：午前8時半～正午

【利用料金】

	3歳児未満	3歳児以上
一日	2,000円	1,800円
半日	1,000円	900円
給食費	250円	

※利用の際には事前の面談と予約が必要です。詳細は子育て支援センター（Tel 82 - 2232）までお問合せください。

## 消防署からお知らせ

### 「住宅用火災警報器」の設置を

皆様のご家庭に、『住宅用火災警報器』は設置されていますか？

住宅火災から大切な命を守るため『住宅用火災警報器』を設置しましょう！

一設置場所例一

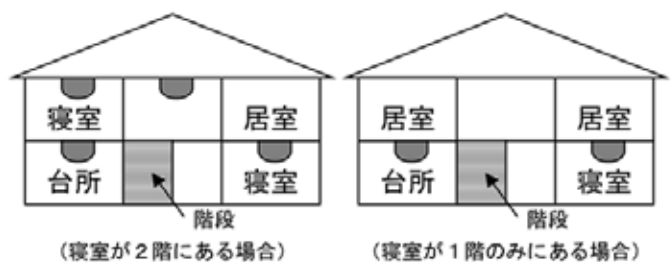
住宅用火災警報器



平屋建ての設置場所



2階建ての設置場所



(寝室が2階にある場合)

(寝室が1階のみにある場合)

#### 一住宅用火災警報器とは一

- ・住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して、音声や警報音等で火災の発生を知らせるものです。
- ・住宅等の天井または壁面に取り付けます。
- ・住宅用火災警報器は、火災の早期発見・被害の軽減に効果を発揮します。

お問合せ

京田辺市消防署井手分署

(Tel 82 - 3000) へ

※これ以外の設置例は、京田辺市消防本部のホームページをごらんください。

# いづみ児童館情報 いづみ児童館 (TEL 82-4112)

行事	日程
コーラス教室 ・合唱練習	6月13日(土) 午前10時～11時半
英語で遊ぼう ・焼きドーナツ作り	6月20日(土) 午後3時～4時半
【1】昔ながらの遊び 【2】カラフルプラバン作り 【3】プラバンキーホルダー作り 【4】プラバンキーホルダー作り 【5】ミサンガ作り 【6】プラバンキーホルダー作り	【1】6月17日(水) 午後3時半～4時半 【2】6月20日(土) 午前10時～11時 【3】6月24日(水) 午後3時半～4時半 【4】7月1日(水) 午後3時半～4時半 【5】7月4日(土) 午後2時～3時半 【6】7月8日(水) 午後3時半～4時半
プログラミング教室 ・簡単なゲーム制作や曲作り	6月27日(土) ①午前10時～11時 ②午前11時～12時
チアダンス教室	6月13日(土)・27日(土) 午後2時20分～3時20分
中学生交流会	7月1日(水) 午後5時～6時



★各行事に参加する場合は、上ぐつ・お茶・タオルを持ってきてください。  
 ★チアダンス教室は、動きやすい服装で参加してください。  
 ★行事によっては、定員を設けたり参加費が必要な場合があります。  
 ★体育館の空調設備工事のため、工事期間中は体育館の利用ができません。  
 そのため、学習会後のスポーツ活動はありませんが、17時～17時半まで児童館にて、レクリエーションを行います。

## ☆スポレク (カラフルプラバン作り) ☆



カラフルプラバン作り【6月20日(土)】

## ☆スポレク (ミサンガ作り) ☆



ミサンガ作り【7月4日(土)】

## ◎ 自由来館・体育館遊びについて

・学校から一度帰宅して児童館に来るようにしてください。

## ◎ 無料塾いでやまぶき学習会について

《小学生》

・毎週火曜日・木曜日 午後4時～5時

〔持ち物〕 宿題・筆記用具・お茶・上ぐつ (山吹ふれあいセンターの日は不要)

※毎月第一木曜日は、山吹ふれあいセンター集会室で開催します。(開催日が変更になる場合があります。)

山吹ふれあいセンターでの学習会は、別紙にて配布する『学習会参加申込書』で申し込みをお願いします。

《中学生》

・毎週水曜日 午後5時～6時

〔持ち物〕 課題・筆記用具・体育館シューズ (山吹ふれあいセンターの日は不要)

※毎月第一水曜日は、山吹ふれあいセンター集会室で開催します。(開催日が変更になる場合があります。)



# 「井手町人権尊重のまちづくり条例」を 制定しました

人権問題の解決を  
みんなの手で

井手町では、すべての住民の人権が尊重される社会の実現を目指し「井手町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、令和8年4月1日から施行しました。この条例では、差別のない人権尊重の社会づくりを進めるうえでの基本となる考えのほか、住民や事業者の皆さん、町が行うべきことなどを定めています。



詳細はQRコード  
をご参照ください。

## ～条例の主な内容～

### ○町の責務

- ・町行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組みます。
- ・差別のない人権尊重の社会づくりに必要な施策を総合的、計画的に推進します。

### ○住民や事業者の皆さんへ

- ・基本的人権を尊重し、人権に対する意識を高めるように努めましょう。
- ・人権問題の解消に向け、町が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するよう努めましょう。

### ○人権教育及び人権啓発の推進

- ・町は、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、推進方針に基づき、あらゆる差別の解消を図るための人権に関する教育及び啓発の充実に努めます。

### ○差別の解消に向けた体制の充実

- ・町は、差別を受けた住民等の救済を図ることは、人権尊重のまちづくりを進めるうえで重要な取組の1つと考えていることから、住民等が差別を受けた場合の救済制度を設けています。

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82 - 3380）まで

## 【パソコン教室】

### 《ゆっくり学べるパソコン教室》エクセル基礎講座

日 時 / 7月1日・8日・15日・22日 各水曜日、午後1時～3時半

内 容 / 「エクセルの基本操作」「表作成の基礎」などを学習します。  
ご自身のパソコンを持ってきていただいてもOKです。

対 象 / 60歳以上の井手町在住者

### 《パソコン教室》スマホ・タブレット講座

日 時 / 7月1日・8日・15日・22日 各水曜日、午後7時～9時

内 容 / スマホやタブレットを使ったLINE（ライン）やInstagram（インスタグラム）などのSNSの使い方などを学習します。これからスマホを持つてみたい方の参加も大歓迎です。

対 象 / 16歳以上の井手町在住または在勤者

### 共通事項

場 所 / いづみ人権交流センター

持ち物 / 筆記用具、テキスト代（300円、初回のみ）

定 員 / 各5人（定員を超えた場合は抽選を行い、抽選もれの方にのみ連絡します。）※受講希望者が2人未満の場合は、講座の開催を中止する場合があります。

申込み / 6月26日（金）までに、いづみ人権交流センターへお申込みください。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82 - 3380）まで



詳細はこちらの  
QRコードから

## 【料理教室】

日 時 / 6月30日（火）午前10時～正午

内 容 / よもぎ餅を作ります。

対 象 / 60歳以上の井手町在住者

場 所 / いづみ人権交流センター 生活改善室

持ち物 / エプロン、タオル、三角巾、マスク、筆記用具

材料費 / 300円（当日徴収します。）

定 員 / 20人（定員を超えた場合は抽選を行い、抽選もれの方にのみ連絡します。）

申込み / 6月23日（火）までに、いづみ人権交流センターへお申込みください。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82 - 3380）まで



詳細はこちらの  
QRコードから

# いづみまなび教室情報 【イベント】

行事	日程	内容	持ち物等
<b>大正琴</b> 対象：60歳以上の井手町在住者	6月12日(金) 6月26日(金) 午前10時～正午	未経験者・初心者を対象に楽しく学びます。 【講師】大西 いつ子 さん	大正琴、楽譜 ※初めのうちは先生から借りることもできます。
<b>太極拳</b> 対象：16歳以上の井手町在住または在勤者	6月12日(金) 6月26日(金) 午後1時半～3時	未経験者・初心者を対象に楽しく学びます。 【講師】森田 栄子 さん	運動のできる服装、上履き、飲み物
<b>ペン習字</b> 対象：16歳以上の井手町在住または在勤者	6月16日(火) 午後1時半～3時半 7月7日(火) 午前10時～正午	いろいろな字を練習します。初心者が対象です。 ※7月7日の教室は、 【講師】大見 美鈴 さんをお迎えして開催します。	筆ペンまたは筆
<b>いづみふれあい学級(第1回)</b> 対象：16歳以上の井手町在住または在勤者	6月18日(木) 午後1時半～2時半	人権啓発DVD 「大切なひと」を上映します。	[締切] 6月17日(水)
<b>いこいの場サロン</b> 対象：16歳以上の井手町在住または在勤者	6月29日(月) 午前10時～正午	季節に応じたデコレーションや編み物などを参加者同士で教えあいながら作り上げます。	

※お問い合わせ・お申込みはいづみ人権交流センター (Tel 82-3380) まで

## 特殊詐欺の被害を防ぎましょう

令和7年中、京都府内では292件（総額約25億円）田辺署管内では7件（総額約2450万円）の特殊詐欺被害が発生しています。

また、田辺署管内では279件（前年対比+152件）の特殊詐欺事案を認知しており、不要な国際電話の利用を停止することで、被害の拡大を防止することができます。

具体的な手続きについて、固定電話は、田辺署の受付で簡単に申し込むことができます。また、携帯電話は、警察庁が推奨する特殊詐欺対策アプリをインストールするだけです。

なお、特殊詐欺対策アプリをインストールしたい方は、スマートフォンで、このQRコードを読み込んでください（アプリは2つ表示されますが、お好きな方を選んでください）。

田辺警察署 (Tel 63 - 0110)





**「救命講習会」**

▽日時／7月15日（水）午前9時～正午

▽場所／京田辺市消防署井手分署会議室

▽定員／5名程度

▽参加費／無料

▽受付期間／お申し込みは開催日の2日前まで

\*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署（TEL 82・3000）まで。

**「弥勒会からのお知らせ」**

高齢者の方の社会参加を図り、生きがいと健康づくりを推進するため、集いの場を設けています。はじめての方でも、お気軽にお越しいただける催しです。ご自宅付近まで送迎します。ご参加をお待ちしております

**《運動会》**

玉入れやボールリレー等、椅子に座って出来る運動会です。ワイワイ楽しみましょう。

**高齢者生きがい活動**

▽日時／6月12日（金）・23日（火）午後1時頃～3時半頃まで

▽参加費／400円

▽場所／山吹ふれあいセンター

▽対象／60歳以上の方

▽持ち物／お茶（水分補給用）

\*お問い合わせ、申し込みは、弥勒会（TEL 090・7883・3478）まで

\*感染対策のためマスクの着用をお願いします。

**動物愛護写真コンクールの作品募集**

動物愛護写真コンクール作品の募集をしています。

テーマは「人と動物のふれあい」です。募集期間は6月1日（月）から7月31日（金）まで。京都府内に居住、通勤又は通学している方。詳しくは京都府ホームページをご確認ください。



[https://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/r8syakon\\_bosyu.html](https://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/r8syakon_bosyu.html)

**講座・教室**

**【健康教室】**

▽日時／6月25日（木）午前10時～11時半

▽持ち物／タオル・健康手帳（持っている方のみ）・飲み物

▽場所／いづみ人権交流センター

▽対象／60歳以上の町内在住者

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

**【日本語教室】**

▽日時／6月20日（土）・7月4日（土）午前10時～11時半

▽場所／いづみ人権交流センター

▽日時／6月24日（水）・7月8日（水）午後6時半～8時

▽場所／多賀小学校

\*支援者も募集しています。

\*お問い合わせは、社会教育課（TEL 82・6300）まで

**健康**

**【介護予防事業】**

《脳トレ教室ひまわり》

▽日時／6月17日（水）・7月1日（水）午後1時半～3時

▽場所／いづみ人権交流センター

▽日時／6月24日（水）・7月8日（水）午後1時半～3時



▽場所／賀泉苑  
▽対象／65歳以上の方（ボランテイアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能）

▽持ち物／お茶（水分補給用）  
▽費用／無料

・申し込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けてます。

\*お問い合わせは、地域包括支援センター（TEL 82・3690）まで

**子育て**

**【乳幼児健康診査】**

《1歳6カ月児健康診査》

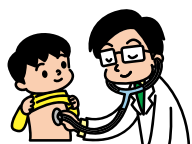
▽日時／7月6日（月）

▽対象／R6・11・1～R6・12・31生まれ

▽受付／個別案内

▽場所／保健センター

\*お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで



**各種相談**

《こころの相談室（カウンセリング）》

▽日時／7月2日（木）午前11時～午後1時50分

▽場所／いづみ人権交流センター相

談室

※ここの相談室は予約制です。

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【育児相談】

▽日時／7月8日（水）午前9時半～11時

▽場所／保健センター

※育児相談は予約制です

※お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

【無料法律相談】

▽日時／6月22日（月）午後2時～4時

▽場所／玉泉苑

※無料法律相談は予約制です

※お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3901）まで

【心配ごと相談・人権相談・消費生活相談】

▽日時／6月15日（月）午後1時～3時（消費生活相談は4時まで）

▽場所／賀泉苑

▽日時／7月6日（月）午後1時～3時（消費生活相談は4時まで）

▽場所／玉泉苑

※お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3901）まで

※消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号

（TEL 090・5889・5367）

# 令和8年度自衛官募集案内

## 1 募集種目及び試験期日等

募集種目	受付期間	試験期日	資格
航空学生	7月1日（水）～8月28日（金）	1次：9月19日（土）・26日（土） 2次：10月15日（木）～22日（木） 3次：（海）11月20日（金）～12月16日（水） （空）11月14日（土）～12月17日（木）	18歳以上24歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））
一般曹候補生（2回目）	7月1日（水）～9月1日（火）	1次：9月18日（金）・19日（土） 2次：10月18日（日）・19日（月）・21日（水） いずれか1日を指定します。	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）
予備自衛官補（2回目）※1	一般 5月23日（土）～9月10日（木） 技能	1次：9月16日（水）・17日（木） 2次：9月23日（水祝）・24日（木）・26日（土） いずれか1日を指定します。	18歳以上52歳未満の者
			18歳以上で国家免許資格等を有する者（資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満）
2等陸・海・空士（任期制自衛官）	男子 年間を通じて行っており 女子 ます。	受付時にお知らせします。※2	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定日の末日現在、33歳に達していない者）

（注） ※1：状況により、2回目試験は実施されない場合があります。  
 ※2：令和9年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和8年9月中・下旬以降に行います。  
 詳細につきましては、下記に確認してください。

## 2 受付及び問い合わせ先

- 自衛隊京都地方協力本部（京都市中京区西ノ京笠殿町38 TEL 075-803-0821）  
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/> Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)
- 宇治地域事務所（宇治市広野町西裏71-5 S.C OKUBO 202号室 TEL 44-7139）  
Email [kyoto.pco.uji@rct.gsdf.mod.go.jp](mailto:kyoto.pco.uji@rct.gsdf.mod.go.jp)
- その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています。

## ～令和8年度税務職員採用試験について～ 宇治税務署からのお知らせ

### 受験資格

- 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの方
- 人事院が1に掲げる者に準ずると認める方



### 申込受付期間

6月12日（金）～24日（水）（原則として、インターネット申込みとなります。）

【お申込みはこちら】

問合せ先 大阪国税局人事第二課（試験係）（TEL 06-6941-5331）又は宇治税務署総務課（TEL 44-4141）



山吹ふれあいセンター  
図書館  
情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日・日曜日

※休館日、行事等は状況により変更となる場合があります。

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時  
10月～3月 午前10時～午後5時

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊・2週間  
雑誌は1人5冊・2週間  
視聴覚資料は1人3点・1週間

☆6月・7月の休館日  
6月 15・22・25・29日  
7月 6・13・21・27・30日

☆6月・7月の図書館行事  
《わくわくドキドキおはなしの時間》6月13日(土)・7月11日(土) 午前11時～  
図書館絵本コーナー

☆6月・7月の出張貸出  
玉泉苑(毎週火曜午後1時半～3時半)  
6月 16・23・30日  
7月 7・14・28日

☆6月 6月18日(木)・7月23日(木) いずれも午前10時～正午  
「ほくのとなりにママがいた」 松本 春野  
「妖品魔具物語」 廣嶋 玲子  
「13人の魔女への扉」 長谷川 まりる  
「しょくどう」 はらぺこめがね  
「眠れぬおまえに遠くの夜を」 桐野 夏生  
「けんぐわい」 朝倉 かすみ  
「枯れ枝に桜」 君嶋 彼方  
「金波銀波」 澤田 瞳子  
「ある小説家の死からはじまる物語」 ほしお さなえ  
「異常に非ず」 桜木 紫乃

賀泉苑(毎週水曜午前10時～正午)  
6月 17・24日  
7月 1・8・15・22・29日

子育て支援センター(おもちゃ図書館)  
「異常に非ず」 桜木 紫乃



人生のリフォームどき  
内山 純

人材育成会社を営む蘭子は、自宅のリフォームのため訪れた建築設計事務所です。専業主婦のスマレと出会い、なぜかリフォームの相談にのることに。優柔不断な年上のスマレに呆れつつも成り行きで関わっていく蘭子だったが…。



動物の子どもたち  
ジョエル・サートレイ

絶滅から動物を守る撮影プロジェクト「フォト・アーク」。160種を超える動物の子どもたちを、世界中の動物園等で撮影。美しい写真とエッセイで伝えるポートレート集。IUCN(国際自然保護連合)カテゴリーも併記する。



おてんとさんのたおしかた  
万乃 華れん

あしたはたのしみな遠足や。晴れたらどうぶつ園、雨がふったらすいぞくかんに行く。でも、まいちゃんは「どうぶつ園なんてぜったいいいや」ってほくに言うねん。ほくは「とっておきのおまじないで雨をふらしたる」って言ったんやけど、おてんとさんはでっばなしで大ピンチ!どうしたらええねん…。



まねてみよう  
青物 横丁

でてくるかおを、まねてみよう。うえをみて、べろをべーっとだしているかお。くちびるをすぼめて、はなのしたをのばしているかお。りょうてで、ほっぺをぎゅっとおさえているかお。かためをつぶって、くちびるをとがらせているかお。それから、わらっているせきぞうや、おおきなくちをあけてさげんでいるみたいなピーマンのまねもできるかな?



# ごみ収集日程表 (6月11日～7月)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★ 燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク容器包装、カン、ビン、ペットボトルは**透明・半透明の袋**に入れて出してください。
- ★ 刈草も透明または半透明の袋で出してください。刈草は長さ50cm以下、太さ5cm以下にして、ひもで束ねて燃やすごみの日に出してください。**ダンボール、紙袋等の中身が見えない袋では出さないでください。**
- ★ 粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課まで電話 (Tel 82-6168) またはホームページより予約してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコンは家電リサイクル法、パソコンは資源有効利用促進法による回収の対象となるため除きます。  
詳しくは、井手町ホームページ「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。)
- ★ 古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉)ごとに分別のうえの収集は全地区毎週月曜日です。
- ★ 食品ロスの削減に努めていただくとともに、台所のごみは必ず水切りをしましょう。



「家庭ごみの分け方・出し方」

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラスチック資源	その他ごみ
北水無	北水無	火・金曜日	6月25日 7月23日	6月18日 7月16日	6月11日 7月9日	7月2日	水曜日	火曜日
玉石高	玉石高	月・木曜日	6月26日 7月24日	6月19日 7月17日	6月12日 7月10日	7月2日	水曜日	火曜日
上井手多賀	上井手多賀	火・金曜日	7月2日 7月30日	6月18日 7月16日	6月11日 7月9日	6月25日 7月23日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、産業環境課 (Tel 82-6168) まで

## し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
6月15日・7月6日 7月28日	⑤	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、北口、西北組、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
6月17日・7月8日 7月30日	⑦	西南組、東南組、立石、小払、岩倉、馬場崎、上山田
6月22日・7月13日	⑩	内垣内、帽子田、下川、判ノ地、高橋、宮ノ後、蛇谷、栗岡、安堵山、起、佃、平山
6月24日・7月15日	⑫	里、玉ノ井、西高月、清水、栢ノ木、西山、新四郎山、西垣内、中垣内、東垣内、田村新田
6月29日・7月21日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、段ノ下、扇畑、浜田、柏原
7月1日・7月23日	②	阿弥陀寺、梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、北溝、南溝、柴木田、下赤田



※ し尿収集日程に関するお問い合わせは、産業環境課 (Tel 82-6168) まで

## ごみの分け方・出し方 (燃やすごみ)

### 出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする (大切です)
- 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
- 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
- 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる (一度に出すのは2～3束まで)
- たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くすなど
- 汚れが落ちない容器包装
- 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください



※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります

# 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
安心・安全推進課	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税住民課	0774-82-6163
福祉課	0774-82-6165
子育て支援課	0774-82-2022
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議事事務局	0774-82-6172
教育委員会 学校教育課	0774-82-4333
教育委員会 社会教育課	0774-82-6300
図書館	0774-82-5700
同和・人権政策課	0774-82-3380
いづみ人権交流センター	0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
こども家庭センター	0774-82-3415
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

# まちのカレンダー

(6月11日～7月10日)

月日	曜日	行事
6/11	木	無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
12	金	大正琴教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) ピラティス教室 (午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
13	土	コーラス教室 (午前10時～11時半、いづみ児童館) 家庭教育学級三園交流ソフトバレーボール大会 (午前10時～、多賀小学校) わくわくドキドキおはなしのじかん (午前11時～、山吹ふれあいセンター) チャダンス教室 (午後3時20分～5時半、いづみ人権交流センター)
14	日	山吹ふれあいコンサート2026 (開演午後1時半～、自然休養村管理センターホール)
15	月	心配ごと相談・人権相談 (午後1時～3時、賀泉苑) 消費生活相談 (午後1時～4時、賀泉苑) 手芸教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
16	火	ペン習字教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館) ピラティス教室 (午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
17	水	緊急地震速報訓練 (午前10時～、町内) 脳トレ教室ひまわり (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) パソコン教室 (午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) スポレク (午後3時半～4時半、いづみ児童館) 無料塾いでやまぶき学習会・中学生 (午後5時～6時、いづみ児童館)
18	木	おもちゃ図書館 (午前10時～正午、子育て支援センター) いづみふれあい学級 (午後1時半～2時半、いづみ人権交流センター) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
19	金	無料塾いでやまぶき学習会・中学生 (午後5時～6時、いづみ児童館) ピラティス教室 (午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
20	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ (午前9時半～、町内) スポレク (午前10時～11時半、いづみ児童館) 日本語教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 英語で遊ぼう (午後3時～4時半、いづみ児童館)
21	日	町長杯争奪輪投げ大会チーム戦 (午前9時～、自然休養村管理センターホール)
22	月	無料法律相談 (午後2時～4時、玉泉苑・予約制) 手芸教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 無料塾いでやまぶき学習会・中学生 (午後5時～6時、いづみ児童館)
23	火	障がい者相談 (午後1時半～4時、役場1階相談室・予約制) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館) 無料塾いでやまぶき学習会・中学生 (午後5時～6時、いづみ児童館) ピラティス教室 (午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
24	水	パソコン教室 (午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり (午後1時半～3時、賀泉苑) スポレク (午後3時半～4時半、いづみ児童館) 日本語教室 (午後6時半～8時、多賀小学校)
25	木	健康教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) ペーパーマッサージ (午前10時～11時半、子育て支援センター) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
26	金	大正琴教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
27	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ (午前9時半～、町内) プログラミング教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) チャダンス教室 (午後3時20分～5時半、いづみ人権交流センター)
28	日	町民バドミントン大会 (午前9時～、府立山城勤労者福祉会館)
29	月	いこいの場サロン (午前10時～正午、いづみ人権交流センター)
30	火	料理教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
7/1	水	脳トレ教室ひまわり (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) パソコン教室 (午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) スポレク (午後3時半～4時半、いづみ児童館) 消防団夜間操法訓練 (午後8時～10時、新二郎山グラウンド・8月28日まで)
2	木	こころの相談室 (午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、山吹ふれあいセンター)
3	金	
4	土	子ども育成フレンド交流会 (午前9時～、自然休養村管理センターホール) 日本語教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) スポレク (午後2時～3時半、いづみ児童館)
5	日	無火災デー防火パレード
6	月	1歳6カ月児健康診査 (受付時間は個別案内、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談 (午後1時～3時、玉泉苑) 消費生活相談 (午後1時～4時、玉泉苑)
7	火	ペン習字教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
8	水	育児相談 (午前9時半～11時、保健センター・予約制) パソコン教室 (午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり (午後1時半～3時、賀泉苑) スポレク (午後3時半～4時半、いづみ児童館) 日本語教室 (午後6時半～8時、多賀小学校)
9	木	無料塾いでやまぶき学習会・小学生 (午後4時～5時、いづみ児童館)
10	金	大正琴教室 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)

## 玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半  
ランチタイム 午前11時～午後2時  
定休日 日曜・祝日

さくら

(Tel 0774-82-3174)



「オムライス」

イートインで営業中です！

玉水駅前さくらでは、毎日手作りの日替わりランチ(600円)をご用意しています。ぜひ、ご賞味ください。お弁当をご希望の方は午前10時までにご予約ください。



発行：京都府綴喜郡井手町 編集：企画財政課

HP：<https://www.town.ide.kyoto.jp/>

